船橋市排水設備指定工事店 変更届出提出書類チェック表

指定番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事店名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○・・・必須
△・・・場合により
空白・・・不要

届出事由 / 提出書類	工事店チェック欄 ☑	営業所		指定工事店（事業者）						責任技術者			備考	市記載欄
		名称	所在地	法人			個人			追加	番号更新	解任		
				名称	住所	代表者	氏名	住所	屋号					
変更届出の提出書類チェック表(本紙)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	左欄の「工事店チェック欄」に☑を付けてください	
排水設備指定工事店変更届出書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式はホームページからダウンロードできます。 氏名は法人の場合、法人名称・職氏名で記載してください。 例）株式会社　○○　代表取締役　下水道　太郎	
営業所の平面図及び写真並びに付近見取図			○										様式はホームページからダウンロードできます。 平面図：敷地内配置図、内部見取図 写真　：内部・外部（会社名看板等が識別可能なもの） 付近見取図：最寄りの駅から営業所まで記入。インターネットの地図サービス出力添付でも可 営業所敷地外に倉庫等がある場合は、当該倉庫等の書類を添付してください。	
営業所が県内に存在することを証する書類			△		△			△					法人）履歴事項全部証明書に営業所の記載がない場合。 個人）個人の住所と、営業所の住所が異なる場合。 例：建物登記事項証明書、建物賃貸借契約書の写し　など	
履歴事項全部証明書			△	○	○	○							法人に係る変更のほか、商業登記のある事業所を営業所とする場合。 発行3か月以内のもの。市が原本照合できれば、写しを提出できます。	
住民票の写し								○					発行3か月以内のもの。市が原本照合できれば、写しを提出できます。	
誓約書						○							法人の場合、代表者のもの。様式はホームページからダウンロードできます。 氏名は法人の場合、法人名称・職氏名で記載してください。 例）株式会社　○○　代表取締役　下水道　太郎	
身分証明書						○							法人の場合、代表者のもの。 市区町村が発行する禁治産・準禁治産・後見登記・破産宣告の有無を証明するもの。 発行3か月以内のもの。市が原本照合できれば、写しを提出できます。	
専属する責任技術者の 排水設備工事責任技術者証の写し										○	○		千葉県下水道協会の責任技術者証の両面の写し。 裏面に、指定工事店名の記入があるもの 複数名や責任技術者証両面を1枚の用紙で提出することは可能ですが、縮小コピーを行わないこと。	
専属する責任技術者の 雇用関係を証する書類										○			代表者は添付不要です。 例：健康保険証の写し［事業所名称の記載があるもの］、 　　住民税特別徴収額決定通知書の写し　など	
戸籍謄本又は戸籍抄本							○						発行3か月以内のもの。市が原本照合できれば、写しを提出できます。	
排水設備指定工事店書換交付申請書		△	△	△	△	△	△	△	△				・排水設備指定工事店証書換希望の場合。手数料として現金1,000円が必要です。 ・郵送申請の場合 長型3号封筒に110円分切手を貼付・送付先宛名記入のうえ提出してください。 ・郵送で書換指定工事店証交付希望の場合 角型2号封筒に490円分切手を貼付・送付先宛名記入のうえ提出してください。 市で使用しているシステムに対応していない漢字（外字）につきましては対応できませんのでご了承ください。	

※ 個人⇔法人、個人⇒個人、法人⇒法人の事業譲渡・承継は、新規申請が必要です。個人の代表者変更はできません。

提出先：船橋市湊町2-10-25　船橋市役所5F　下水道総務課